

千葉市災害援護資金貸付のご案内

1. 制度概要

平成23年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しのための資金の貸し付けを行います。

2. 対象となる世帯（（1）～（3）に該当する世帯）及び貸付限度額

（1）被災日（3月11日）現在で、千葉市内に居住の世帯

（2）次の損害の種類及び程度のいずれかに該当する世帯

損害の種類・程度 及び貸付限度額	①住居が半壊・大規模半壊の場合	②住居が全壊の場合	③住居の全体が滅失した場合	④家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	⑤家財及び住居に損害のない場合
A. 世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1か月以上の場合	270万円 (350万円) ※	350万円	350万円	250万円	150万円
B. 世帯主におおむね1か月以上の負傷がない場合	170万円 (250万円) ※	250万円 (350万円) ※	350万円	150万円	—

※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、（ ）内の金額となります。

（3）世帯全員の平成21年分の所得※（平成23年分が平成21年分を下回る場合は平成23年分）の合算額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居全体が滅失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円
合算額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

※所得とは、市町村民税における課税所得をいいます。

なおこの度、制度改正に伴い、平成23年分の総所得が平成21年分の総所得を下回る場合は平成23年分の総所得で算定します。

ともに基準額以上の場合は貸付の対象外となります。

3. 貸付条件

- ◆利率 据置期間経過後1.5%※¹（連帯保証人を立てる場合は無利子）
- ◆据置期間 6年（特別の場合※²は8年）
- ◆償還期間 13年（据置期間を含む）
- ◆償還方法 半年賦（元利均等償還、ただし繰上償還可）
- ◆申込期間 平成31年3月31日まで

※¹県の利子補給制度の決定に応じて、利子相当分を全額助成します。

※²被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

4. 申し込みについて

(1) 申込人 前記2の世帯の世帯主（主としてその生計を維持する方）

(2) 必要書類 次のア～エの書類が必要となります。

ア 災害援護資金借入申込書（様式第2号）

イ 住民票の写し※¹

ウ 世帯全員の平成21年分（平成23年分が平成21年分を下回る場合は平成23年分）の市・県民税課税証明書※²

エ り災証明書（写し可）

※¹区役所市民総合窓口課、市民センター又は連絡所で発行。手数料は被災を原因とする手続のため免除となります。

※²市税事務所、市税出張所又は市民センターで発行したもの。

平成22年1月1日現在、千葉市外在住の場合は、前住所地で証明書が発行されます。

なお、損害の種類により次の書類が必要になるほか、調査の状況によりさらに書類の提出をお願いする場合があります。

オ 診断書（世帯主に1か月以上の負傷がある場合）

カ 被害状況が分かる写真等の資料（家財の3分の1以上の損害の場合）

5. 審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容及び添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

6. 貸付の決定及び借用書等の提出について

(1) 審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付承認通知書」をお送りします。不承認となった場合は「貸付不承認通知書」をお送りします。重複申し込みの確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね1か月程度かかります。

(2) 貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については、「貸付承認通知書」にてご連絡させていただきます。

①借用書（様式第5号）

②世帯主の通帳のコピー（貸付金の振込口座となるもの）

③印鑑証明書（連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑証明書も必要になります。）

7. 貸付金の振り込みについて

貸付金の振り込みは、借用書等が提出されてから、2～3週間後となります。

《申し込み先・問い合わせ先》

千葉市地域福祉課（市役所1階）043-245-5158

中央区役所地域振興課 043-221-2169 花見川区役所地域振興課 043-275-6224

稲毛区役所地域振興課 043-284-6107 若葉区役所地域振興課 043-233-8124

緑区役所地域振興課 043-292-8117 美浜区災害総合相談窓口 043-270-3142